



【参考】学校種別による報告先の違い（重大事象の発生報告） 概ね：法第29条～第32条/参考（p.51-64）

- 公立学校：当該学校に所属する児童生徒等に発生した場合、当該地方公共団体の長（法第30条1項）、地方公共団体の長等は、必要があるに認めるときを再調査を行い調査を行ったときはその結果を報告する（同31項）
- 公立大学病院等：公立大学法人の役員又は事務長等（法第30条2項）、公立大学大に報告（法第30条1項）、公立大学評議会議長：公立大学法人の学長又は評議員を由て、当該公立大学法人を支援する地方公共団体の長に報告（法第30条2項）
- 私立学校：当該学校に所属する児童生徒等に発生した場合（法第31項）、●学校設置者が設置する学校：代表取締役又は代表執行役を由て、規定する地方公共団体の長に報告（法第31項）
- 私立大学：報告を受けた大学法人 都道府県知事及び地方公共団体の長等が、必要があるに認めるときは（法第31条2項、30条2項、31条2項、32条2項）

《出典》文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改訂版（令和6年8月30日公表／作成時に使用したファイル：20240630-mext_jidou01）